

特定非営利活動法人の設立認証の取消しについて（平成 29 年 2 月 14 日）

特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項に基づき、下記のとおり設立の認証を取消しました。

不利益処分の内容

特定非営利活動法人の設立の認証の取消し

不利益処分の理由となる事実

所轄庁に提出しなければならない事業報告書等を 3 年以上にわたって提出しておらず、法第 42 条の規定に基づく改善命令に違反し、事業報告書等の提出を怠ったため。

不利益処分の対象となる特定非営利活動法人

- 1 名称 特定非営利活動法人あそびの杜
事務所所在地 仙台市宮城野区新田東 2 丁目 11 番 10 号 1 b
設立認証日 平成 20 年 9 月 17 日